三　株式交付に際して発行しようとする新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各新株予約権付社債の金額の合計額又はその算定方法

四　株式交付子会社の株式の譲渡人に対する新株予約権の割当てに関する事項

五　株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権等を譲り受け、当該新株予約権等の対価として会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

イ　株式交付に際して譲り受ける新株予約権等の内容及び数又はその算定方法

ロ　株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して交付する会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

六　前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の会社の新株予約権の割当てに関する事項

七　株式交付がその効力を生ずる日

八　株式交付に際して新株予約権を発行しようとする理由

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（商店街振興組合法施行規則の一部改正）

第三条　商店街振興組合法施行規則（平成十九年経済産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
第九条　次に掲げる規定に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。	**第九条**　次に掲げる規定に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
一　［略］	一　［略］
二　法第五十二条第四項第二号（法第七十八条において準用する場合を含む。）	二　法第五十二条第四項第二号
三　法第五十三条第十二項第三号（法第七十八条において準用する場合を含む。）	三　法第五十三条第十二項第三号
四　法第五十四条第三項第二号（法第七十八条において準用する場合を含む。）	四　法第五十四条第三項第二号
（理事会の議事録）	（理事会の議事録）
第十条　［略］	**第十条**　［略］
2　［略］	2　［略］
3　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。	3　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
一～四　［略］	一～四　［略］
五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要	五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
イ～ニ　［略］	イ～ニ　［略］
ホ　法第五十一条の四第四項	［新設］
六・七　［略］	六・七　［略］
（役員の組合に対する損害賠償に係る報酬等の額の算定方法）	（役員の組合に対する損害賠償に係る報酬等の額の算定方法）
第十三条　法第五十一条第五項（法第七十八条において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。	**第十三条**　法第五十一条第五項（法第七十八条において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。
一　［略］	一　［略］
二　イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額	二　イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額
イ　［略］	イ　［略］
ロ　当該役員がその職に就いていた年数（当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数）	ロ　当該役員がその職に就いていた年数（当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数）
(1)　法第五十一条の七第一項に規定する組合を代表する理事　六	(1)　法第五十一条の五第一項に規定する組合を代表する理事　六
(2)・(3)　［略］	(2)・(3)　［略］
2　［略］	2　［略］